

高山市選挙管理委員会告示第7号

令和8年8月30日執行予定の高山市長選挙において、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書の規定により、選挙人名簿の移替えを当該選挙の期日後に延期する期間を次のとおり定める。

令和8年6月1日

高山市選挙管理委員会
委員長 川上 実

- 1 移替えを延期する期間 令和8年8月6日から令和8年8月30日まで